



2022年8月25日

各 位

会社名 株式会社ファイバークート
代表者名 代表取締役社長 猪又 将哲
(コード番号：9450 東証プライム 札証)
問合せ先 常務取締役 濱渦 隆文
経営企画本部長
(TEL. 011-204-6121)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部を変更することについて、2022年9月28日開催予定の第23期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)が施行され、上場会社において、定款に定めることにより、株主利益の確保への配慮等を踏まえて定められる一定の要件のもと、場所の定めのない株主総会(物理的な会場を設けず、取締役や株主等がインターネット等の手段を用いて出席する株主総会のこと、いわゆるバーチャルオンリー型株主総会)の開催が可能となります。そのため、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、現行定款第13条第2項を追加するものであります。なお、本制度を活用するにあたり経済産業大臣及び法務大臣の確認が必要になるため、現在各省に申請中であり、両大臣の確認を得ることを条件として、当該確認を得た日に効力を生じるものと致します。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入のため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ①変更案第19条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ②変更案第19条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第19条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④上記の新設・削除に伴い附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のため株主総会開催日	2022年9月28日(予定)
定款変更の効力発生日	上記1.(1):2022年9月28日または上記1.(1)に記載のとおり経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日 上記1.(2):2022年9月28日(予定)

以 上

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>3 附則2および3については、<u>施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>